

## 大田区からのお知らせ

# 大気汚染防止法及び環境確保条例が改正されました

(令和3年4月版)

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、石綿含有成形板等（レベル3）を含むすべての石綿を含有する建材を規制対象とし、作業基準遵守を徹底し、石綿飛散防止対策を一層強化する為に、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）が改正されました。

大田区では法及び条例の改正に伴い、「大田区特定粉じん排出等作業事務取扱要領」（平成27年。以下「要領」という。）の一部改正を行いました。

### 《法律・改正概要》

#### 1. 事前調査の信頼性の確保

事前調査における石綿含有建材の見落としが無いよう書面調査及び現地調査の両方を行い、不明な建材については分析調査を行うか、石綿含有と「みなす」こととするなど、調査方法を明確にし、適正な調査の実施を確保することになります。なお、事前調査にあたって、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者を活用することが望ましいとされています。（令和5年10月より、環境大臣が定める者（有資格者）に調査させることになります。）

（参考）一定の知見を有する者：建築物石綿含有建材調査者（国交省・厚労省・環境省）

#### 2. 事前調査の結果の記録及び報告

元請業者は、発注者に事前調査の結果を書面の交付にて説明し、その書面の写しと説明に係る記録を工事が終了した日から3年間保存することになります。また、元請業者は、調査結果の記録を、工事期間中、作業現場に備え付けることが必要です。

大田区では、要領第3条にて事前調査結果の報告書の提出を規定していますが、令和4年4月1日より、環境省及び厚生労働省共通の届出システムを利用して、調査の内容等を報告することになります。

#### 3. 石綿含有仕上塗材（レベル3）の除去等作業の際の石綿飛散防止対策

塗材の施工方法にかかわらず、建材を薬液等により湿潤化することとし、適切な飛散防止対策が求められています。また、除去等作業後は作業場内を清掃することになります。特に、電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去等を行う場合は、事前に周辺を隙間なく養生することが必要です。

#### 4. 石綿含有成形板等（レベル3）の除去等作業の際の石綿飛散防止対策

建材を原形のまま取り外すことを原則として、破砕等を行う場合は薬液等により湿潤化することとし、適切な飛散防止対策が求められています。また、除去等作業後は作業場内を清掃することになります。特に、けい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等により除去する場合は、事前に周辺を隙間なく養生することが必要です。

#### 5. 除去後の確認

元請業者は、石綿作業主任者等に石綿含有建材の除去作業が適切に行われたことを確認させ、その結果を発注者へ書面で報告することになります。

大田区では、要領第7条第3項にて工事完了の報告書の提出を規定しています。

#### 6.作業計画の届出等

石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等は、法及び条例に基づく届出は不要となりますが、大田区では、以下の作業を行う場合は、要領にて石綿飛散防止方法等計画報告書を提出することを規定しています。

- ① 電気グラインダーその他の電動工具を用いて、石綿含有仕上塗材の除去等を行う場合  
(要領第5条)。
- ② 石綿含有成形板等のうち、けい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等により除去する場合  
(要領第6条)

※上記以外のレベル3の除去作業については、作業基準等の規制対象となりますが届出対象とはなりません。

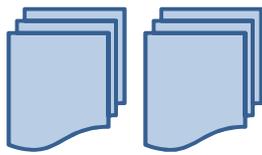
※施工者は、届出対象外のレベル3の除去作業を含めた全ての作業で、作業計画等を作成し、現場に備え付けが義務付けされます。

※届出イメージ図参照。

## 【届出イメージ図】

### (1) 石綿含有吹付け材及び断熱材等

(法第18条の17第1項、条例第124条第1項)



(施工開始日の14日前までに届出)

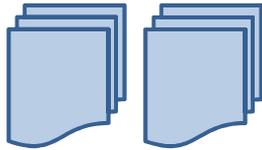
区に届出

特定粉じん排出等作業実施届出書(法)

石綿飛散防止方法等計画届出書(条例)

### (2) 石綿含有仕上塗材(電動グラインダーその他の電動工具を用いた除去作業)

(要領第5条)



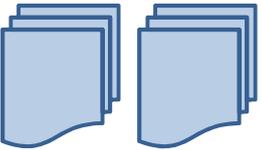
(施工開始日の7日前までに報告)

区に報告

石綿飛散防止方法等計画報告書(要領)

### (3) 石綿含有けい酸カルシウム板第1種(破断・破砕による除去作業)

(要領第6条)



(施工開始日の7日前までに報告)

区に報告

石綿飛散防止方法等計画報告書(要領)

### (4) 上記の届出、報告を行う作業に伴うその他の報告等

- イ 特定粉じん(石綿等)事前調査記録書(要領第3条)(※1)
- ロ 石綿等事前周知実施報告書(要領第4条第2項)(※1)
- ハ 作業基準確認書(要領第7条第2項)
- ニ 特定粉じん排出等作業工事完了報告書(要領第7条第3項)

(※1)「大田区建築物の解体工事計画の事前周知と紛争予防に関する要綱」により報告した場合は除く。

### (5) 届出を必要としない作業

- イ 石綿含有仕上塗材(電動工具を使用しない工法)
- ロ 石綿含有成形板等(けい酸カルシウム板第1種の破砕除去工法以外)
- ハ 軽微な作業(※1)で適切な飛散防止措置(※2)が講じられていると認められるもの。

(※1) 軽微な作業：足場の壁つなぎ、建築物等の部分補修、及び設備の更新等に伴う小規模な作業等。

(※2) 適切な飛散防止措置(要領別表第2)

- ①集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
- ②集じん装置併用手工具ケレン工法
- ③超音波ケレン工法(HEPAフィルター付掃除機併用)
- ④水循環式ドリルによる穿孔工法
- ⑤剥離剤併用手工具ケレン工法
- ⑥その他区長が適切と認めたもの

※ 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

※ ご不明な点は、担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先

大田区環境清掃部

環境対策課 環境調査指導担当

03-5744-1369(直)